

独占禁止法違反行為に伴う指名停止

公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定に違反するとして、排除措置命令及び課徴金納付命令が行われた。

このことは、大隅肝属地区消防組合建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第2条の例による、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第2条別表第2第5号（独占禁止法違反行為）及び大隅肝属地区消防組合物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条の例による、鹿屋市物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱第2条別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当し下記事業者を指名停止とした。

記

対象事業者名	指名停止期間
株式会社富士通ゼネラル	平成29年3月23日から平成29年12月22日まで
日本電気株式会社	平成29年3月23日から平成29年8月6日まで
沖電気工業株式会社	
日本無線株式会社	
株式会社日立国際電気	